

大分県における私宅監置の書類

- × 第115回日本精神神経学術総会
- × 2019年6月20-22日(土)朱鷺メッセ

- × 奥村克行1) 金川英雄2) 3) 野田武志4)
- × 横村信子2) 湯之原紮2) 荒義昭2)
- × 高橋邦雄2)

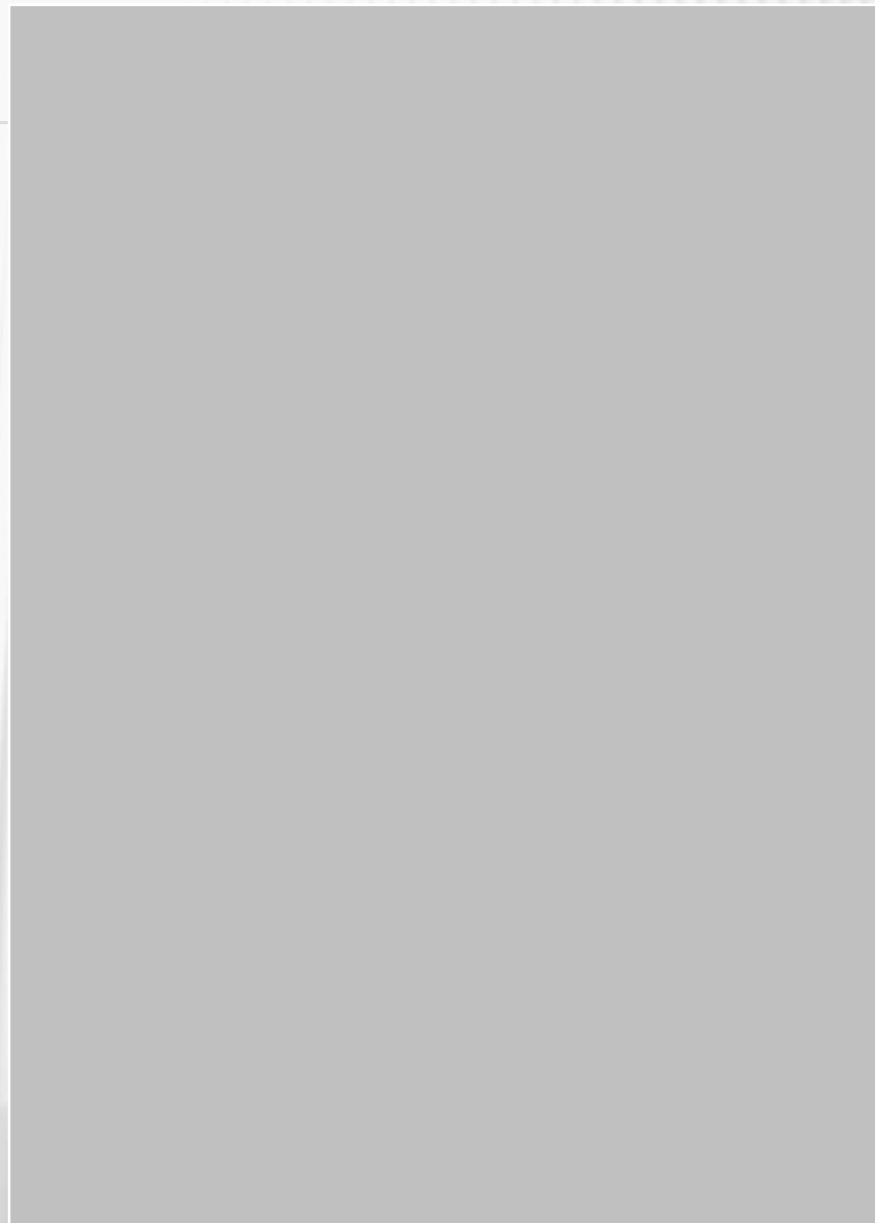
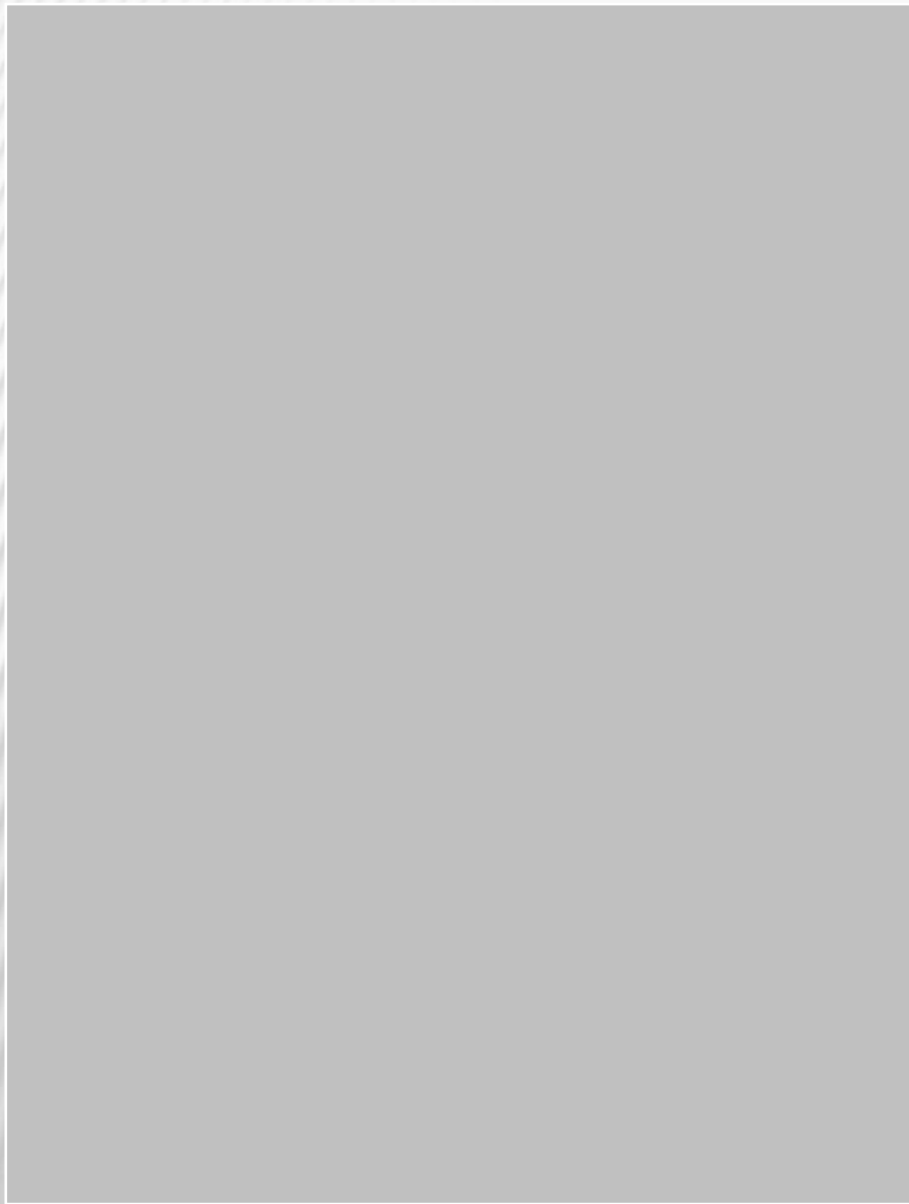
五反田駅前メンタルクリニック1) 国立病院機構埼玉病院2)
昭和大学精神神経科3)

NPO法人大分県近現代資料調査センター4)



監置精神病者に関する綴（つづ）り：1940年





最初に目次



文書4 - 3精神病患者私宅監置願い (1家族提出)

〔大分県佐伯警察署 十五・二・二
佐伯第七二号〕(注::の印があり)

精神病患者私宅監置願

本籍 ○○○○○○

戸主 ○○名八(注::実父の名前)

住所 右に同じ

患者 ○○○○

○○○○(注::生年月日)

右患者は、両親の手元で育てられ、兄

弟三人中長男で他の二人は女子である。なので高等小学校を卒業後、農業に従事した。

大正十年六月五日、○○(注::妻)と関係を結び男子○○(注::息子)が生まれので、妻として入籍し○○(注::息子)を、出生と同時に引き取り養育した。本人もこれに対し異論はなく賛成していた。

大正十二年三月十八日、○○(注::妻の父)の長女○○(注::妻)を妻としてもらい、非常に喜んで家庭円満で農業に従事し、四人の子供がいた。

昭和九年春頃から○○(注::妻)が病(注::結核)に侵され、その養生と家族は大変心配して、佐伯町の小沼医院に、千三百七十円の薬代を払ったが、その効果はなかった。それを大変心配してその頃より、精神に異常をきたした。

昭和十年二月妻○○の病気が、毎日進んでいることを心配して実家に戻り、その時四人の子供を同伴して帰ったが、子供に対して病気が感染するのではないか、離れて暮らし本人は病気がますます増して、食欲はなくなり不眠となり妻の実家に周辺に飛び出て心配するので、妻は約八ヶ月で帰ってきた。

だが妻は昭和十一年七月四日、ついに亡くなった。患者はますます病気が重くなり夜も寝ないでタバコを吸い火の気をそまつにするので、それを注意すると家の者に対しても、朝夕棒を持って殴りかかる。注意する他人に対しても棒を持って殴る。火気をもてあそびいつ火事になるかもしれない。保護のため監置しないとそうなると思います。

右の通りのしだいで、注意した人に対しても棒を振りまわし、タバコのすいがらやマッチ棒などを毎日のように捨てていますので、監置しないと不始末をしたいと思います。今回別紙の通りに、医師の診断書他相違ありませんのでよろしく願います。

昭和十五年一月十七日

右

○○名八(注::実父の名前) ⑧

大分県知事 瀨瀨弥三殿

4 - 2 精神病者私宅監置許可出願の件 (2 警察調査)

〔大分県警察部第五七七号 十五・二・五〕(注…の印があり)
佐伯衛第七二号

昭和十五年二月二日

佐伯警察署長

警部木本右之助

大分県知事 頼頼弥三殿

精神病者私宅監置許可出願の件

標記の件に関し、○○名八(戸主、患者の父の名前)から別紙の通り出願があり、調査すると左記の通りで事実相違なく監置を要すると認めます。ご許可されたくよろしくお願ひ申します。

記

一、被監置者

本籍 ○○○○○○

住所 ○○○○

戸主 ○○○名八 長男

無職 ○○○

○○○○(注…生年月日)

二、監護義務者

本籍 ○○○○○○

住所 右記

戸主 農業

○○名八(名前)

○○○○(生年月日)

右の者は高齢であるが、家族内の適当な監護者、戸主○○が、精神病者監護法第一条、第二項第四号にあたり、義務を行う順位も問題はなし。

三、監置の方法

私宅監置である

四、被監置者の症状

被監置者の妻は肺結核にかかり、昭和十年二月頃、四人の子女を残し実家に帰るなど、家庭的不遇なことにずいぶん悩み食欲もなくなり、精神に異常をきたした。夜間家を飛び出し妻の実家を訪れ、止める者に暴行を加えるなどがあった。

昭和十二年七月、妻が亡くなると病気はますます悪くなり、最近では毎月一、二回多い時は三、四回も徘徊し、周囲の家に侵入し棒を持ち、戸や障子を壊すことなど増えた。本年一月十六日には午後八時頃突然隣家の○○方(裏口)の両戸をこん棒で打ち破り、土足で屋内に侵入し、家人に暴行しようとするのを、実父が止めようとしたところ、突き倒し足にけがをさせた。

また本人はタバコを好み、すいがら、マツチをすったあと、所構わず投げ捨て、注意して止めれば暴行するなど、自傷他害の恐れがあり、危険で監置の必要を認める。

五、監置室構造設備

監置室は自宅接する馬屋を利用して設けるもので衛生、保安上問題はない。

その構造、設備は大正十二年五月二十六日付け、衛達第二五〇〇号標準に準じて不都合なことはない。

六、医師診断書

事実相違なく不都合はない。

七、監護義務者の資産、収入、生活の状況

戸主、名八は資産田五畝★せ★歩、畑二反五畝★せ★歩に住宅一棟、屋敷五十

六坪、その他見積もり千五百円あるが、借金が千三百円あり、**農業収入は年五百円位で農業で下位の生活を営むが私宅監置は可能である。**

4 - 4 精神病患者一週間献立表(3指導を受け作成)

献立

× 一、朝食 米めしにみそ汁と漬物

× 昼食 米めしに漬物にほし魚類

× 夕食 米めしに野菜に魚類を付ける

× 右は常食、ただし四季に適した野菜と魚類を食事につける。

× 二、衣類や夜具などを四季に応じて、支給する。

× 本人に対して式に応じて、衣類の洗濯をして、常に清潔にする。

4-5 (監置室) 仕様書

設置場所

一、〇〇(住所)に建設する(自宅敷地内)

監置室は南方に向き間口八尺、奥行き八尺の平屋とする。別紙添付平面図の通り。

床下は地面から一尺五寸(四五cm)の高さで、土台より天井までは一丈二尺(m)の高さで、三尺ごとに四寸角の杉柱を建て、これに床から高さ二尺ごとに横棒を通す。

床、天井と壁は松板、正一寸を全て五寸釘で張る。その上に二、三畳をしきその他は板張りとする。

一、正面は二尺五寸、高さ三尺の出入口をつけ、そのとびらは内外、板張りで開き戸とする。

その開き戸にカギをつけ、戸の外側にはかんぬきを付けておく。

天井から下、三尺に二寸角の柱を二寸ごとにはば三尺に窓を作る。その下にはば一尺の食事の差入れ口を作る。

一、内部板の間に、長さ一尺、はば五寸の便所を作る。

便所のつぼは外部から箱を差し入れるようにする。

一、天井の高さは畳の表面から八尺五寸。

一、監置室の内部は食事差入れ口から見たときは、内部全体が見えるようにする。

一、監置室の前面の五尺の所を板張りとし、他人が来た時に監置室をすぐには見えないようにする。

一、夜のために監置室に電球一個をつける。

一、非常の場合は誰でも、前面にあるかんぬきとカギをはずす、患者を外部に出すようにする。

その他…大正十二年達第二五〇〇号に基づき部屋を完全にする。

監置室見取り図



周囲の地図



4-1 精神病患者私宅監置許可に関する件伺い

「完結」（注：の印があり、以下「大分県」と書かれた公用紙に記載）

昭和十五年二月七日決済 昭和十五年二月七日施行 清書
佐藤の印 確認、佐藤の印

昭和十五年二月六日立案 警部補 佐藤文男印

警察部長印 衛生課長印 課長印 衛生技師印

精神病患者私宅監置許可に関する件伺い

住所〇〇〇〇〇〇

戸主 〇〇名八 生年月日 〇〇年〇月〇〇日生

右の者より別紙の通り、精神病患者長男、〇〇〇〇、〇〇年〇月〇〇日生まれ私宅監置許可願いが出たので調査したところ申請書ならびに添付書類記載事項に相違の点はない。

患者の症状は別紙、医師診断書と所轄〇〇警察署長の報告の通りに、憂うつ症で火気をもてあそび暴行性があり、監置するほかに適当な療養の方法がない。

監護義務者は、患者の高齢の実父で責任能力は完全で資産はわずかだが、**家族の農業の収入により監護**

義務を行うのに支障はない。 監置室は義

務者の居宅内に続く旧馬屋の一部を改造して使用するものでその構造、設備は大正十二年、衛達第二五〇〇号標準に準拠し、強固で破壊、逃走の恐れはなく、その他、公安と衛生保持上の支障はない。

なお所轄〇〇警察署長の報告もあり、ご認可の上、左案により指令書を申し付けられるようお願いいたします。

案 指令衛第五七七号

住所 〇〇〇〇〇〇

戸主 〇〇名八

明治〇〇年〇月〇〇日生

昭和十五年一月十七日付け申請の精神病患者、長男〇〇（本人の名前）、明治〇〇年〇月〇〇日生まれを、私宅監置室に監置の件を認可する。

昭和十五年 月 日

知事名

文書1 - 2精神病患者死亡届け

（「大分県」と書かれた
公用紙に記載）

住所 ○○○○○○

監置精神病患者 ○○○

○○年○月○○日生

右の者は、監置精神病患者
として監護中の昭和十四
年十二月十一日午後九時
死亡いたし、別紙医師診
断書を添え届け出ます。

昭和十四年十二月十二日

右、住所○○○○○

監護義務者 ○○○

大分県知事 瀨瀨弥

三★こうけつやぞう★殿

日本全国の入院患者数が送られてきた



月報の一部



私宅監置室：私宅



私宅監置室：市有監置室



結論

- × 1、私宅監置は家族が希望し警察に届けた。
- × 2、精神科病院の数も少なく薬物療法も乏しかった時代、触法患者に地域は悩んでいた。
- × 3、明治、大正時代から比べ、昭和15年頃には患者の待遇は警察力によってではあるがかなり改善された。
- × 4、かんたんに監置を乱用したり、患者を虐待するようなことは困難だった。
- × 5、戦争でシステムは壊滅したが、一つ一つを点検すると現在の法律に受け継がれている